

財産譲与契約書（案）

譲与人加古川市（以下「甲」という。）と、譲受人●●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり財産の譲与契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、別紙記載の財産（以下「譲与財産」という。）を、乙に譲与する。

（所有権の移転）

第2条 譲与財産の所有権は、令和●年●月●日に乙に移転するものとする。

（譲与財産の引渡し）

第3条 甲は、譲与財産の所有権が移転した後、速やかに現地立会いを行い、譲与財産を現状のまま乙に引き渡すものとする。

（所有権の登記）

第4条 甲は、譲与財産の所有権が移転した後、遅滞なく所有権の登記に必要な書類を乙に提出し、乙は、速やかに所有権の登記を行うものとする。

（契約不適合責任）

第5条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、譲与財産が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、甲に対して損害賠償の請求をすることができない。

（用途指定等）

第6条 乙は、譲与財産を●●●●の用途（以下「指定用途」という。）に供するものとし、これ以外の用途に使用してはならない。

2 乙は、譲与財産を令和●年●月●日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供しなければならない。

3 乙は、引渡しの日から●●年間（以下「指定期間」という。）引き続き指定用途に供しなければならない。

4 乙は、譲与財産を利用するにあたり、旧加古川図書館の譲与等に係る公募型プロポーザル募集要項（令和8年3月）に記載された利活用の条件を遵守しなければならない。

（指定用途等の変更）

第7条 乙は、次の事項について、不可抗力その他やむを得ない理由により、前条に定める指定用途、指定期日、指定期間を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲の承認を受けなければならない。

（譲与財産の譲渡禁止）

第8条 乙は、指定期間満了の日までは、甲の承認を得ないで譲与財産の所有権を第三者に譲渡してはならない。

（実地調査等）

第9条 甲は、指定期間が満了するときまで、譲与財産について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、又は報告を怠ってはならない。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告し、

その期間内に履行がない場合は契約を解除することができる。

(解体撤去)

第 11 条 乙は、本契約が解除されたときは、別途指定する期日までに自己の費用で譲与財産を解体撤去しなければならない。なお、譲与財産の解体撤去に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

(有益費等請求権の放棄)

第 12 条 本契約が解除された場合、乙は、支払った契約費用、譲与財産に投じた必要費、有益費、その他の費用を甲に請求しないものとする。

(損害賠償責任)

第 13 条 乙は、本契約に違反したために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約費用)

第 14 条 本契約の締結及び履行に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 15 条 甲及び乙は、信義に従い、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 16 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 17 条 本契約について紛争等が生じたときは、乙の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和●年●月●日

(甲) 加古川市加古川町北在家 2000
加古川市
加古川市長 岡田 康裕

(乙) ●●●●●
●●●●●
●●●●● ●● ●●

別紙

譲与財産は別図1及び別図2に示す範囲内にある表1のものすべて（建物に付随する設備（埋設配管（ただし、金剛寺浦公園の便所と共用で使用している部分を除く））及び建物内の残存物を含む。）とする。ただし、表2及び別図3に示す甲が第三者に使用許可をしている設備は除く。

表1 譲与財産

No.	区分	名称	延面積	構造
1	建物	旧加古川図書館（本体）	1,157.40 m ²	RC 2階 S10.10 築
2	建物	駐輪場	100.00 m ²	S 1階 S50.3 築
3	建物	車庫	131.63 m ²	S 1階 S55.3 築
4	工作物	その他工作物	一式（樹木含む）	

表2 甲が第三者に使用許可をしている設備

No.	設備	数量
1	本柱	1本
2	支線	1条